## 第8章 地域医療構想の実現に向けて

- 〇 地域医療構想の策定後には、構想で定めた「将来(2025年)の目指すべき医療機能別提供体制」である地域医療構想の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- O 本構想は、各圏域ごとに、高度急性期から慢性期までの各医療機能単位に必要病床数を記載するという、言わば「総論の計画」となっています。
- 〇 本構想で定める圏域ごとの必要病床数については、今後毎年(7月1日時点で)報告される「病床機能報告」より得られる直近の病床数と比較をしながら、 2025年(平成37年)に向けて次第に収れんしていくよう、関係者の協力 を得ながら今後の取り組みを進めていく必要があります。

(下記「患者の収れんのイメージ」を参照)

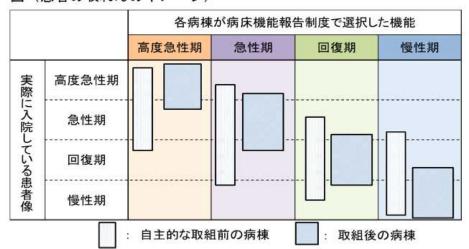


図 (患者の収れんのイメージ)

- 〇 地域医療構想の策定後には、各圏域別検討会は医療法(第30条の14)に 定める「協議の場」(地域医療構想調整会議)へと移行する予定です。
- 「協議の場」がその主たる役割を担いながら、地域医療構想において定める「将来のあるべき姿」の実現に向けて、地域の医療関係者で引き続き、取り組みを進めていくことが重要です。

## 地域医療構想策定まで

## 「圏域別検討会」

- 各圏域における医療提供体制等について 認識共通のうえ、「将来のあるべき姿」に ついて検討
- ・病床機能報告による現状把握
- ・構想において定める圏域の医療需要、必要病 床数等に関する情報共有
- ・地域の医療機関が担うべき病床機能 等
- 各圏域における課題の抽出、課題の解決 に向けて必要となる施策等に関する検討
  - → 検討内容を構想に反映

## 地域医療構想策定以降

「協議の場」(医療法に定める 地域医療構想調整会議)

- ◆ 地域医療構想策定後は、各圏域別検討会は医療法(第30条の14)に定める 「協議の場」(地域医療構想調整会議)へ と移行。
- ◆地域医療構想において定める「将来のあるべき姿」の実現に向けて、継続性を持って取り組みを進めていく必要。 検討会委員(各関係団体・病院等)を含め、引き続き、各圏域の医療関係者による取り組みが必要。
  - → 構想実現にむけた取り組み
- また、地域医療構想実現に向けた取り組みについては、いわゆる『PDCAサイクル』(①計画(Plan)、②実行(Do)、③評価(Check)、④改善(Action))の実施を通じて、進捗状況を把握するとともに評価・検証を行うことが重要であり、その検証結果を県ホームページ上等において適宜公表していきます。
- O あるべき医療提供体制の実現の必要性等について患者・県民の理解を得ることも併せて不可欠となることから、関係機関とともに患者・県民に対する啓発 に努めていきます。
- 〇 和歌山県では、2018年度(平成30年度)を始期とする次期「第七次保健医療計画」を策定予定としており、平成29年度を中心として次期保健医療計画策定に向けた検討を行います。その際には、次期介護保険事業支援計画の策定と同時期となることから、両計画や医療費適正化計画との整合を十分に図りながら検討を進めていきます。
- O 併せて、関連制度の改正等を含めた国の動向などにも十分留意しながら、地域医療構想の見直しの必要性に関しても今後、検討していきます。

〇 また今後、県民が将来にわたり安心して医療・介護サービスを受けることができるよう、限られた医療・介護資源を効率的に活用しながら、本構想策定の趣旨に沿って「病床機能の分化・連携」を推進して切れ目無く効率的で質の高い医療提供体制の構築を図りながら、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築を、一体的に推進していきます。(下記「将来目指す医療・介護サービスの提供体制の姿(イメージ図)」)

